

対応できていますか？

講習会

# 電子帳簿保存法の改正

リモートワークや電子決済の普及などデジタル化が進んでいます。経理においても令和3年度の税制改正において、電子帳簿保存法の改正等が行われ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがされました（2年間猶予あり）。この改正により電子取引における「紙」での保存が不可となるなどこれまでの保存方法とは大きく内容が変わりました。そこで、今回、電子帳簿保存法に対応すべく講習会を開催いたします。この機会にぜひご参加ください。

受講料  
無料

**1/30** (月)  
**13:30~15:00**

受講方法

- ① 会場 松興会館 (横浜市平和町4-2) ※先着30名
- ② オンライン Microsoft Teams  
※後日参加案内をメールにてお送りいたします

申し込み

- ① WEB (右記2次元コードより)
- ② FAX・郵送  
(下記申込書に必要事項をご記入のうえお申込みください)



申込締切：2023年1月25日(水)

講師

北野良典会計税理士事務所  
公認会計士

きたの りょうすけ  
**北野 良典 氏**



監査法人に入社後約9年間にわたり、監査業務等を担当。2021年1月北野良典会計税理士事務所を開設。経営者や相続の不安を持った個人に対して、心穏やかになっていただくをモットーに伴走型税理士として中小企業の黒字化支援や相続対策を提案している。

## — 講座内容 —

- 電子帳簿保存法の概要
- 電子帳簿保存法の改正内容
- 電子帳簿保存・スキャナー保存  
・電子取引の保存
- 電子化するメリット・デメリット
- 実務における注意点  
・準備するもの

新型コロナウイルス感染症対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

- マスクの着用をお願いいたします。
- 発熱や風邪等の症状がある方、体調の悪い方のご参加はお控えください。
- 手指消毒をお願いいたします。
- 定期的に会場の換気を行います。
- ソーシャルディスタンスに配慮した配席に努めます。

電子帳簿保存法講習会 受講申込書

FAX.0182-33-5642

|              |            |        |              |   |
|--------------|------------|--------|--------------|---|
| 事業所名         | 業種 ( )     | TEL    | -            | - |
| 所在地          | 〒 -        | FAX    | -            | - |
| 参加方法         | 会場 ・ オンライン | e-mail | 必須 オンライン参加の方 |   |
| フリガナ<br>受講者名 | 役職 ( )     |        |              |   |
| フリガナ<br>受講者名 | 役職 ( )     |        |              |   |

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡や情報提供、参加者の実態調査・分析のために利用するほか、講師に提供することがあります。

問合せ先

横手商工会議所 中小企業相談所

〒013-0021 横手市大町7-18 TEL.0182-32-1170 FAX.0182-33-5642